

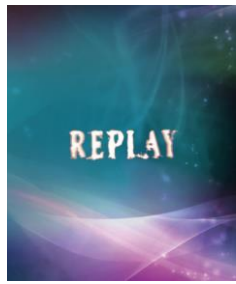






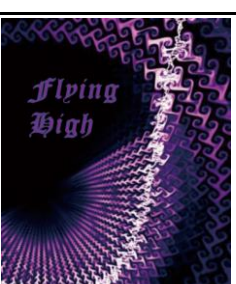


知事監視製品（平成28年12月21日石川県告示第564号）

1 知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4
次の写真に示すとおり、被包に「悶絶とろとろ2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「敏感スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「覚暴」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「淫」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			
5	6	7	8
次の写真に示すとおり、被包に「恍惚ドロドロ2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「鯨男」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Stinger」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Fusion」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			
9	10	11	12
次の写真に示すとおり、被包に「Phase Lemon TX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Crow」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「M」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「8」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
			
13	14	15	16
次の写真に示すとおり、被包に「ABEL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「PULSE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SEX BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「妄想MAX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
			

17	18	19	20
次の写真に示すとおり、被包に「Crocodile」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「ACE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SPINNER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「REPLAY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			
21	22	23	24
次の写真に示すとおり、被包に「Blizzard」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SPEAR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「ZURG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「JET STREAM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
25	26	27	28
次の写真に示すとおり、被包に「Quick Time」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Trip Zone」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Bubble」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Essence」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
29	30	31	
次の写真に示すとおり、被包に「Flying High」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Neverland」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Sexy Moon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	
			

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

平成28年12月22日